

自立支援金受給期間中の活動等について

自立支援金の受給期間中は、常用就職（期間の定めのない労働契約又は6ヶ月以上の労働契約による就職）に向けた求職活動と報告を行っていただきます。
※求職活動・報告を怠る方については、支給を中止します。

<求職活動>

受給期間中は、以下のすべての活動を行っていただきます。

- ① 毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
※淡路市の場合は、淡路市社会福祉協議会です。
- ② 毎月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談を受ける。
→**当面の間、月1回に緩和します。**
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。
→**当面の間、月1回に緩和します。**

※生活保護申請の結果待ちの場合は、この限りではありません。

なお、生活保護の受給が決定した場合は、自立支援金は支給されません。

<求職活動の報告>

受給期間中は、毎月、求職活動の内容等がわかる書類を提出していただきます。

- ① 毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
→求職活動等状況報告書、自立相談支援機関相談確認書
- ② 毎月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談を受ける。
→職業相談確認票
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。
→常用就職活動状況報告書

※求職活動に必要な書類は、別途、支給決定通知に同封してお送りします。

○現に仕事がある場合の求職活動要件について

自立支援金の支給終了後に自立を図っていただくためには、受給期間中に一定の収入増を図っていただくことが必要となります。収入増には副業によるものも含まれるため、求職活動等要件を満たしていれば、必ずしも転職まで求めるものではありません。